

家庭ごみ収集カレンダー 令和7年4月～令和8年3月

[該当町会] 大橋町(西部)・並木町(中妻・堀之内・小野茂木・大門・花岡・田中)・免鳥町(新田・市街道・免鳥)・小中町(東・西)・石塚町(下・上・緑)・栃本上・栃本下 (No.12 水土・火)

種 類	燃えるごみ	資源ごみ・燃えないごみ・有害ごみ
収集曜日	水・土曜日	火曜日 ※日によって出す品目が変わります。
収集場所	燃えるごみのステーション	資源ごみ・燃えないごみ・有害ごみのステーション
備 考	○ 祝日（振替休日含む）は、お休みです。 ○ 年末は12/31(水)まで、年始は1/7(水)からです。	○ 祝日（振替休日含む）は、お休みです。 ただし、次の祝日等のみ収集を行います。 4/29(火) ○ 下表の出す品目と出す日をよくご確認ください。

【ごみの受け入れについて】

居住地域により搬入場所が異なります。

【佐野地域】みかもクリーンセンター（町谷町 206-13）

【田沼地域・葛生地域】葛生清掃センター（あくと町 3360）

○ 祝日（振替休日含む）は、お休みです。

ただし、次の祝日等のみ受け入れを行います。

4/29(火)、5/5(月)、7/21(月)、8/11(月)、9/15(月)

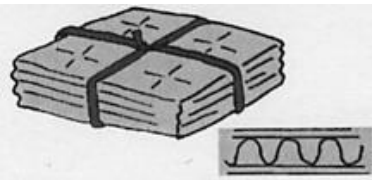
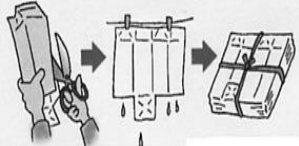
10/13(月)、11/24(月)、1/12(月)

○ 年末は、12/31(水)まで、年始は、1/5(月)からです。

☆ 決められた日(収集当日)の午前8時まで、決められた収集場所に出してください。収集日以外に出されたもの、収集が終わったあとに出されたものについては収集しません。

☆ 袋にて排出するものは、品目ごとに2袋までです。 ※「落ち葉、枯草、庭の刈り込みで出たもの」は、燃えるごみ(2袋まで)のほかに2袋まで出すことができます。

☆ 分別方法や注意することについては、「ごみ分別の手引き(令和3年4月版)」でご確認ください。下記品目の○数字は、「ごみ分別の手引き」中の分別辞典の品目番号と同一です。

品目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
④ ダンボール 	⑥ 衣類 指定袋(大・中・小) 	⑪ 燃えないごみ 指定袋(中・小) 	➡	1 (火) 29 (火)	—	3 (火) 29 (火)	1 (火) 29 (火)	26 (火) 30 (火)	28 (火) 25 (火)	23 (火) 20 (火)	20 (火) 17 (火)	17 (火) 17 (火)	
② 紙箱、雑誌・本類、 その他の紙類、チラシ 	⑧ ペットボトル 指定袋(大・中・小) 	⑩ 空きビン 指定袋(中・小) 	➡	8 (火) 13 (火)	10 (火) 8 (火)	5 (火) 2 (火)	7 (火) 4 (火)	2 (火) 30 (火)	27 (火) 24 (火)	24 (火) 24 (火)			
③ 新聞紙・新聞に入っ ての折り込みチラシ ※折り込みチラシのみでは 出せません。 	⑤ 紙パック 指定袋(大・中・小) 	⑦ 白色の食品トレイ 指定袋(大・中・小) 	➡	15 (火) 20 (火)	17 (火) 15 (火)	12 (火) 9 (火)	14 (火) 11 (火)	9 (火) 6 (火)	3 (火) 31 (火)				
② 紙箱、雑誌・本類、 その他の紙類、チラシ 	⑧ ペットボトル 指定袋(大・中・小) 	⑨ 空きカン 指定袋(大・中・小) 	➡	22 (火) 27 (火)	24 (火) 22 (火)	19 (火) 16 (火)	21 (火) 18 (火)	16 (火) 13 (火)	10 (火) 10 (火)				